

調査に参加する皆様の全国がん登録情報の利用について

本疫学調査は、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号）に基づき倫理審査委員会として協会に設置された「放射線疫学調査倫理審査・個人情報保護委員会」において、倫理的観点および科学的観点からの公正中立な審査を経て、実施計画の承認を受け、協会の理事長が実施を許可したものです。

○ 放射線疫学調査で使用する情報

本疫学調査の調査対象者となることに同意していただいた方につきましては、次に述べるとおり、線量情報、住民票情報、がん罹患情報など本疫学調査のために必要な情報を取得し、使用させていただきます。

情報の取得元	情報の種類	情報の取得方法
調査対象者ご本人	氏名、性別、生年月日、住所、同意の可否	放射線疫学調査の対象者となることについての意思確認書
	喫煙歴、飲酒歴等の生活習慣等の情報	生活習慣等調査（5年に1度程度の調査）
公益財団法人 放射線影響協会 放射線従事者中央登録センター	登録番号、氏名、性別、生年月日、登録年月日、各年度の年線量、就業情報	電子記録等の受領
市区町村長	氏名、性別、生年月日、住所、転出等年月日、死亡年月日	住民票（除票）の写しの取得
厚生労働省	死因	人口動態調査死亡票との照合
国立がん研究センター （または地域がん登録）	がんの診断日、がんの種類等	全国がん登録データベース ^{注)} （または地域がん登録データベース）との照合

注) 当協会は、次の法令の規定により、「厚生労働大臣が全国がん登録データベースを用いて全国がん登録情報又は特定匿名化情報を提供できる者」として指定されています。

- ・ 「がん登録等の推進に関する法律」（平成25年法律111号）
- ・ 「がん登録等の推進に関する法律施行規則」（平成27年厚生労働省令第137号）

○ 全国がん登録情報等の個人情報等の取扱いに関すること

本研究に関する個人情報は、研究計画書に則り厳密に取り扱います。さらに、2016年にスタートした全国がん登録制度（詳細は次頁参照）に基づく全国がん登録情報は、がん登録等の推進に関する法律及び関連法令に従って、がんの罹患又はその診療情報に関する秘密の漏えい防止及びその他の情報の適切な管理のために必要な措置を講じて管理します。

○ なお、がん罹患把握のために、ご自身に関わる全国がん登録情報を用いられることに同意しない方は、研究参加同意の撤回ができます。その際は、下記までご連絡ください。

公益財団法人 放射線影響協会 放射線疫学調査センター

〒101-0044

東京都千代田区鍛冶町1-9-16 丸石第2ビル5F

フリーダイヤル 0120-574-571

FAX：03-5295-1485

全国がん登録をご存じですか？

(厚生科学審議会 (がん登録部会) 議事録資料より一部抜粋、
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-kousei_208254.html)

全国がん登録について、より詳細にご説明させていただきます。

国民の最大の死亡原因となっているがん。そのデータベースを整備し、得られた情報を活用する仕組みが「全国がん登録」です。2016年1月よりこの仕組みにより、がん患者さんの情報が集められています。

▶ 全国がん登録とは？

日本でがんと診断されたすべての人のデータを一つにまとめて集計・分析することによって、がん医療の向上や、がん予防、がん検診を進めることができます。この中心的な役割を果たすのが、がん登録です。全国がん登録は全都道府県をカバーし、病院単位で集計を行う「院内がん登録」と並行して日本のがん情報を作ります。

▶ がん登録でわかること

がん登録で分かることは、毎年どのくらいの人が新たにがんと診断されたか (がん罹患数) や、がんになってからある一定の期間経過した人たちが、どのくらい生存しているか (生存率)、そして、これらのデータを基に導き出される治療効果などです。がん登録によって、科学的な知見に基づいたより効果的ながんの対策がとれるようになります。がん登録と他のデータを組み合わせて分析することで、以下のことが分かるようになります。

- がんにかかる原因は何か？
- 効果のあるがん予防法は何か？
- がん検診による効果は出ているのか？
- この地域のがんの診療病院や医療者は十分であるか？

▶ がん登録に記録されている項目は？

- ①がんに罹患した人の氏名、性別、生年月日
- ②届け出を行った医療機関名
- ③がんと診断された日
- ④がんの発見経緯
- ⑤がんの種類および進展度
- ⑥②の医療機関が治療を行っていたら、その治療内容
- ⑦がんと診断された日（③）における居住地
- ⑧生存確認情報 など

* ①⑦は、複数の医療機関を受診されている患者さんの確認のために必要な情報です。

* がん登録に関係のない情報が収集されることはありません。

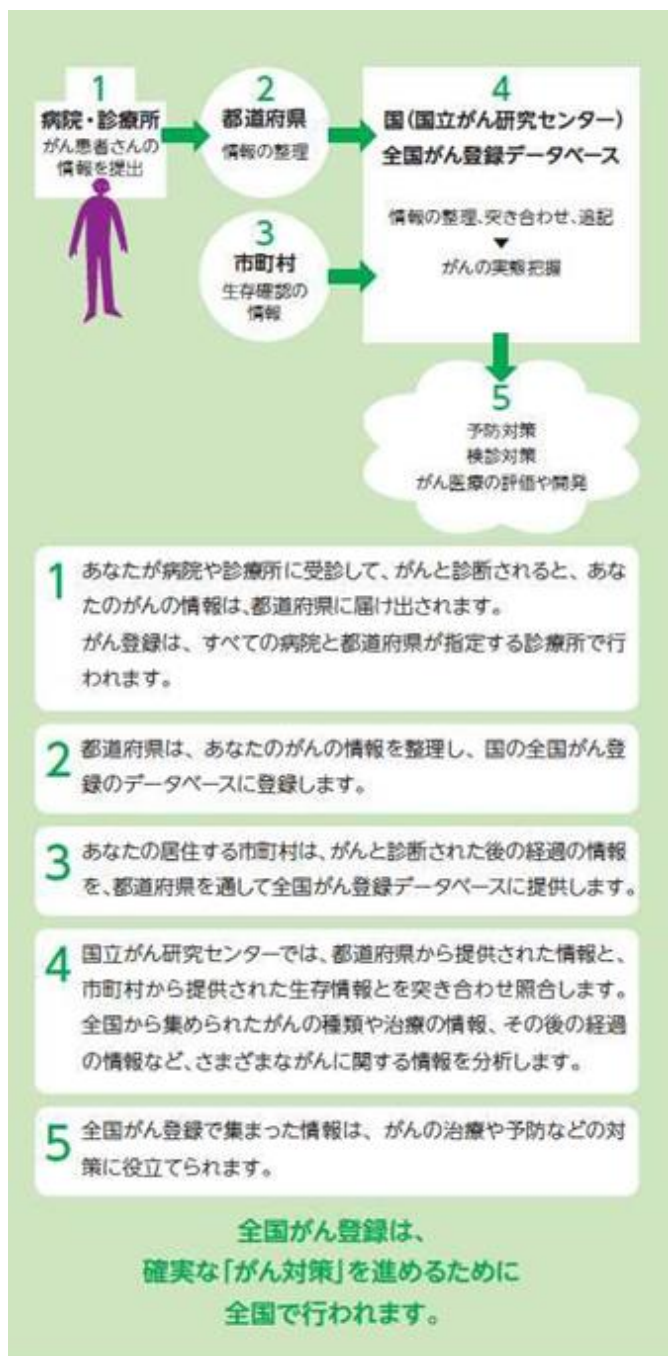
* 病院単位の「院内がん登録」では、さらに詳細な診断・治療の情報が収集されます。

▶ がん登録と個人情報保護

「がん登録等の推進に関する法律」では、全国がん登録の業務に従事する者の秘密漏示等の罰則規定が定められています。全国がん登録データベースの安全管理体制整備についても、適切な対処をするよう定められています。

がん患者さんの情報が集まる国立がん研究センターと都道府県がん登録室は、入退室が制限され、利用されるコンピューターは、通常の業務のネットワークから隔離されています。病院・診療所も含めたすべてのがん登録の担当者は、個人情報保護についての研修を受け、情報が適正かつ安全に管理されるよう万全を期しています。担当者が情報を漏らしたときは、法律により、懲役又は罰金が科せられます。また、集計結果やがん登録に基づく報告において、個人の特定につながる情報が出ることはありません。こうした安全管理体制は、全国共通のマニュアルに従って実施され、内部・外部の監査によりチェックされます。

▶ 登録の流れ



▶ 全国がん登録について詳細に知りたい方は、全国がん登録のホームページをご参照ください。

●全国がん登録について
http://ganjoho.jp/reg_stat/can_reg/

 がん登録 全国がん登録のページでさらに詳しく知ることができます。